

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例案（概要）に対する 県民意見公募手続（パブリックコメント）の概要

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施期間

令和3年7月5日（月）から令和3年8月3日（火）まで（30日間）

(2) 意見の提出方法

ご意見記入用紙により、郵送、FAX 及び電子メールで提出。

2 寄せられたご意見の概要

(1) 件数

82件（26名）

(2) 項目別の件数

No.	項 目	件 数
①	「1 改正の趣旨」に関すること	2件
②	「2(1) 条例名の変更」に関すること	2件
③	「2(2) 光害の定義」に関すること	10件
④	ア「光害の防止」に関すること	11件
	イ「星空に関する配慮等」に関すること	6件
	ウ「良好な星空環境の保全等のための啓発」に関すること	4件
	エ「サーチライト等の使用の禁止」に関すること	12件
	オ「改善勧告及び改善命令」に関すること	4件
	カ その他条例の内容に関すること	17件
⑤	条例の制定に対するご意見	5件
⑥	その他	9件
	計	82件

(3) 主なご意見

① 「1 改正の趣旨」に関すること

- ・「光害」という言葉を最初に使用し、無駄な光は公害の一種であることをはっきりと表したことは大変よいと思う。
- ・改正の趣旨にあるように、光害による、人間への暮らしのほか、農作物、野生の動植物、星空への悪影響があることを明記してほしい。

② 「2(1) 条例名の変更」に関すること

- ・「公害防止」を広く「良好な生活環境保全」と定義することは県民の豊かな生活を保全する意味でよいと考える。

③ 「2(2) 光害の定義」に関すること

- ・光害の定義として、星空への影響についても触れてほしい。

④ ア「光害の防止」に関すること

- ・光害の防止に関しても上方への漏れ光を防ぐという内容について言及してほしい。
- ・環境省が作成した「光害対策ガイドライン」に準じて、具体的な基準を示してほしい。

イ「星空に関する配慮等」に関すること

- ・対象として既設の照明器具も含めることを明確に記述していただきたい。

ウ「良好な星空環境の保全等のための啓発」に関すること

- ・「良好な星空環境の保全」を啓発する実行力のある条例改正をお願いしたい。
- ・「良好な星空環境の保全」だけでなく「光害防止全般についての啓発」が必要である。

エ「サーチライト等の使用の禁止」に関すること

- ・不適切な照射範囲、光度により漏れ光が発生する可能性があり、その規制まで含めていただきたい。
- ・催物は期間の定めが特に定義されていないため、規定してほしい。

オ「改善勧告及び改善命令」に関すること

- ・サーチライトの規制のみならず、「光害の防止」と「星空に関する配慮等」に関しても改善勧告や改善命令の規定を設けてほしい。

カ その他条例の内容に関すること

- ・「天の川を見ることが出来る」等、良好な星空環境の指標になるような定義をしてほしい。
- ・「光害対策ガイドライン」の「3.2 目指すべき光環境」に従って、各地域の実態に合わせた目指すべき光環境を提示してほしい。

⑤ 条例の制定に対するご意見

- ・「光害対策ガイドライン」に準拠した形で、条例改正が進むことを希望する。

⑥ その他

- ・本条例の趣旨を県民にPRする啓もう活動、イベントの開催を希望する。

(4) 寄せられたご意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
① 「1 改正の趣旨」に関する事	
「光害」という言葉を最初に使用し、無駄な光は公害の一種であることをはっきりと表したことは大変良いと思う。	豊かな生活環境の保全のため、光害の防止に向けた取組を推進してまいります。
改正の趣旨にあるように、光害による、人間への暮らしの他、農作物、野生の動植物、星空への悪影響があることを明記してほしい。	ご意見を受けて、光害の定義に「星空環境への悪影響」を追加します。
② 「2(1) 条例名の変更」に関する事	
「公害防止」を広く「良好な生活環境保全」と定義することは県民の豊かな生活を保全する意味でよいと考える。	公害防止に留まらない、光害防止を含めた良好な生活環境を保全するため取り組んでまいります。
「良好な生活環境の保全」を「良好な生活および自然環境の保全」のように、対象を広くとる方が良いと思う。	自然環境の保全を対象とした条例(長野県自然環境保全条例)が別にあるため、当条例では生活環境の保全を対象とします。
③ 「2(2) 光害の定義」に関する事	
光害の定義に、次の内容を加えていただくことを要望する。 ○ 照明器具の設置により、美しい星空の観賞を阻害するもの	ご意見を受けて、光害の定義に「星空環境への悪影響」を追加します。
光害の定義に「天体観測への障害」を入れて欲しい。岡山県の快適な環境の確保に関する条例、第2条第7項に光害の定義をうたっているが、「天体観測への障害」が記述されている。	
光害の定義として、悪影響の1つに「天体観測への障害」も加えていただきたい。項目に星空環境の保全を推進される内容もあるので、ぜひ定義から加えていただきたい。	
条例名の変更に伴うものとして、光害が人や動植物に悪影響を及ぼすだけでなく、良好な(星空)環境を壊してしまうものと位置付けるような定義として頂きたい。	
「天体観測への障害」を追加希望。	

<p>「星空による環境教育（SDG s 教育）や科学教育の機会への障害」を追加希望。</p>	<p>（同上）</p>
<p>「天文学の研究環境への障害」を追加希望。</p>	
<p>光害の定義等については、環境省のガイドラインに準じた解釈に揃えてほしい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>「照射される光の量を必要最低限にすること」とあるが、個々の捉え方次第で大きな差が生じる可能性がある。具体的に、「環境省が示す『光害対策ガイドライン改正版表4本ガイドラインで設定する指針値等』を参考にする」となどの一文があると良い。</p>	<p>本条例における光害の定義では「人の活動への悪影響」として規定していますが、「健康への悪影響」については、今後の新たな知見等を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p>
<p>健康（人体）への悪影響を明記すべきでは。特に昨今は、防犯灯等でも白色LED灯が増えており、屋内への「光の押し入り」により睡眠障害、その果てに病因となる恐れが強まっていると考える。</p>	<p>本条例における光害の定義では「人の活動への悪影響」として規定していますが、「健康への悪影響」については、今後の新たな知見等を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p>
<p>④ 「2(3) 規定する内容」に関すること</p>	
<p>ア 「光害の防止」に関すること</p>	
<p>改正される条例における、光害防止の位置付けが不明である。それだけで、章などをたてるなどをして頂いて、光害が良好な環境を壊してしまう大きな一因であることを示して頂きたい。</p>	<p>ご意見のとおり、新たな章を設けて光害防止に係る記載を追加するとともに、光害による悪影響について定義等で明確にします。</p>
<p>「営業時間外の屋外照明広告について、基本的に必要と認められる事由がない限りこれを認めない」ということも入れて欲しい。 店舗が営業していないのに電飾を煌々と照らしているのは、エネルギーの無駄遣い以外の何物でもない。</p>	<p>屋外照明を使用する際の「照明が不要な時間には消灯すること。」等の措置は努力義務としますが、光害防止の必要性について理解を深めていただけるよう、啓発活動に取り組んでまいります。</p>
<p>「光害の防止」にも「星空に関する配慮」と同じく、上方への漏れ光が無いよう努める記述が欲しい。</p>	<p>光害の防止における「照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること。」等の措置を講ずるに当たり、「照明器具より上方に光が漏れないようにするなど星空環境の保全に特に配慮しなければならない。」旨の規定とするこ</p>
<p>上方への漏れ光について、次項の「星空に関する配慮等」に記載があるが、こちらの「光害の防止」項にも記載があるべきである。「光害の防止」項の「照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること」に網羅されるのかもしれないが、上記の表現では具体的な方向</p>	<p>光害の防止における「照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること。」等の措置を講ずるに当たり、「照明器具より上方に光が漏れないようにするなど星空環境の保全に特に配慮しなければならない。」旨の規定とするこ</p>

<p>が不明確で、上方への理解が浅くなると思う。一般的に照明は近隣への配慮はされるが、上方への配慮がおろそかになりがちなので、例えば「近隣住居への影響や上方への漏れ光」などの記載を追加していただきたい。</p>	<p>とにより、ご指摘の内容を明確にします。</p>
<p>概ね必要な記述は含まれていると思うが、例えば「点灯する照明器具の数、点灯時間を必要最低限にする」などと、より具体性の高い記述となるよう工夫していただきたい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>「光害の防止」にも、「光害対策ガイドライン」に準拠し、上方の漏れ光が無いようにすると記述する。さらに、ガイドラインに準じた具体的な数値を記述してほしい。施行規則で定める事でも良い。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>光害防止を進めるため、光害対策ガイドラインの 20～21 ページにあるような、具体的な数値が欲しい。条例本文に入れなくても施行規則で定める、またはそれに準ずる指針を定めるなど、ガイドラインの規制数値を案内して欲しい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>光害防止を進めるため、光害対策ガイドラインの 48～49 ページにある「照明設計でのチェックリスト」の利用を推奨するような案内を、施行規則、または準ずる指針等に明記して欲しい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>光の量、漏れ光、時間帯による消灯、について記載があるが、具体的な指針値がない。指針値（目標値）や対策方法について、条例もしくは施行規則などに記載いただきたい。</p> <p>指針値は、光害対策ガイドライン（令和 2 年度版）の「3.2 目指すべき光環境 > 2) 目標とする指針値等」に、地域環境別に記載があるが、こちらを引用する形でも良いので、指針値を規定いただきたい。</p> <p>特に長野県の屋外広告物条例には照度に関する数値目標がないので、この「良好な生活環境の保存に関する条例」で数値目標を追加していただきたい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>
<p>「照明器具を設置する際は、環境省『光害対策ガイドライン 3. 2 目指すべき光環境』を実現するために十分配慮をすること。」の一文を加えてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」は、国際照明委員会による国際的なガイドライン等を参考に具体的な指針や対策を示したものであり、改正条例の施行に当たり、運用上の指針となるものであることを明確にします。</p>

<p>「照明が不要な時間帯には消灯することにより」の「不要な時間帯」には具体性が無く、人により判断が分かれトラブルの元になる恐れがある。よって「22 時以降は原則消灯」等の時間の規定を盛り込むべきではないか。営業許可との関係も懸念されるが、「徳島市公安条例事件最高裁判決の定める基準（昭和 50 年 9 月 10 日最高裁）」によると ・国の法令が全く規制していない領域 ・法令の規制とは別目的の規制 ・法令が最小限の規制をしている時、の場合には条例で規制出来るとあり、条例で営業時間を制限することは可能だと思う。</p>	<p>光害の防止における「照明が不要な時間帯には消灯すること。」等は努力義務規定であり、消灯時間を条例で定め、事業所の営業時間に制限をかけることは困難です。ご理解をお願いします。</p> <p>なお、改正条例に基づき、光害防止の必要性について理解を深めていただけるよう、啓発活動に取り組んでまいります。</p>
<p>イ「星空に関する配慮等」に関すること</p>	
<p>「照明器具より上方に光が漏れないよう遮光する等配慮するよう努めなければならない」については以下のようにより改正されたし。</p> <p>照明器具より上方に光が漏れないよう遮光された機器を使用することとする。また、現行使用中の照明機器等については照明機器より上方へ光が漏れることが無いよう遮光するための覆いを付加する等を配慮することとする。</p> <p>理由：努力義務のみではなし崩し的に守られなくなるため。</p>	<p>星空環境に関する配慮の規定は努力義務としますが、光害防止の必要性について理解を深めていただけるよう、啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、遮光方法等の具体的な内容の周知に努めてまいります。</p>
<p>「照明器具より上方に光が漏れないよう遮光する等」の箇所を、「照明器具より上方に光が漏れないよう遮光することや色温度を 3000K 以下（電球色）にする等」にされることを提案する。国際基準では上方光束だけでなく色温度も基準に入っていますので、光害対策をされるなら最初から謳っておくべきかと思う。</p>	<p>色温度については、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、色温度に係る配慮についても周知に努めてまいります。</p>
<p>「上方に光が漏れないよう遮光する等配慮するよう努めなければならない」対象に既設の照明器具を明確に記述していただきたい。</p>	<p>屋外において照明器具を使用するときの措置として規定しますので、既設・新設を問わず対象となります。</p>
<p>「照明器具より上方」というのが、「照明器具の光源部を含む水平面よりも下」に限ることがわかるような記述にしていただきたい。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、具体的な考え方を周知してまいります。</p>

<p>光害の定義にもよるが、夜空の明るさへの影響の部分は、「光害」と区別されている。光害防止として、上方漏れ光も配慮するだけでなく、生じないように努めるとして頂きたい。</p>	<p>光害の定義に「星空環境への悪影響」を追加し、光害が生じないように努める規定に「星空環境への配慮」も含まれる記載とします。</p>
<p>美しい星空の保全とともに、観測所を数多く設置する長野県の特徴としての天体観測環境の保全という言葉を入れて頂きたい。</p>	<p>星空環境を「星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境」と定義し、ご意見の趣旨を反映します。</p>
<p>ウ 「良好な星空環境の保全等のための啓発」に関すること</p>	
<p>条例に加える内容として、「良好な星空環境の保全等のための啓発」とあるが、「光害防止全般についての啓発」が必要である。</p>	<p>ご意見を受けて、光害防止全般についての啓発とします。</p>
<p>星空環境は一度失うと取り戻すには多大な時間と労力を要することとなるため、この啓発については、是非とも継続的なものであるようにして頂きたい。</p>	<p>改正条例に基づき、星空環境の保全をはじめとした光害防止の必要性について多くの県民の方に理解を深めていただけるよう、取組を進めてまいります。</p>
<p>「良好な星空環境の保全等のための啓発」を規定する内容に加えていただいている事は大変ありがたい。ぜひ、「良好な星空環境の保全」を啓発する実行力のある条例改正をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を受けて、試験・研究のためのサーチライト等の使用については、適用除外として条例施行規則に明記する予定です。</p>
<p>啓発だけでなく、実施状況（既定の照明の浸透度）、住民の認知度、効果（夜空の明るさ測定）等のモニターを実施し、結果の公表と必要により条例の見直しを行う等の具体的な方策を盛り込むべきでは無いか。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>エ 「サーチライト等の使用の禁止」に関すること</p>	
<p>サーチライト等の使用禁止の適用除外について、「気象天文等科学的調査」について追加する必要はないか、検討してほしい。</p>	<p>ご意見を受けて、試験・研究のためのサーチライト等の使用については、適用除外として条例施行規則に明記する予定です。</p>
<p>レーザーガイド星システムを使用しているレーザービーム照射について、「光害の防止に向けた条例改正案」の対象から除外して頂きたい。</p>	<p>適用除外として認められる催物等におけるサーチライト等の一時的使用であっても、光害防止に係る努力義務規定は適用されます。</p>
<p>必要とされる一時使用に対して、以下の内容を追加することを検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏れる光を最小限とすること ・安全、景観等に配慮すること ・必要最低限の使用（明るさ、時間等）にとどめること 	<p>適用除外として認められる催物等におけるサーチライト等の一時的使用であっても、光害防止に係る努力義務規定は適用されます。</p>

<p>「サーチライト等の使用の禁止」の適用除外で「催物」とあるが、一時的では期間が明確で無いため、鳥取県の条例のように期間を規定した方が良いと思う。合わせて事前の届け出を必要とする事で抑止効果が期待出来ると思う。</p>	<p>一時的と判断する期間については、他県の運用等を参考に、改正条例の施行に際して明確にしていまいます。</p> <p>なお、適用除外として認められるサーチライト等の使用であっても、光害防止に係る規定は適用されますので、必要に応じて指導してまいります。</p>
<p>「催物等における一時的使用は適用除外」とあるが、催物は期間の定めが特に定義されていないため、逃げ道になってしまうと思う。条例の有効性を確保するためには「催物等」を削除した方がよい。</p>	<p>サーチライト等の使用であっても、光害防止に係る規定は適用されますので、必要に応じて指導してまいります。</p>
<p>サーチライト等の指し示す対象は、表記の通りで良いと思うが、「自己の所有又は占有する物以外に照射することを原則として・・・」を「自己の所有又は占有する物以外に照射することを原則として禁止するとともに、上方に向けての照射は美しい星空を保全する意味でも原則として禁止とする。」にすべき。</p> <p>星空に関する配慮等には記述があるが、看板や宣伝用の建造物などへの照射には、上方に向けての設備が多く見受けられる。ここでも明示的に示す必要がある。</p>	<p>サーチライト等を自己の所有又は占有する物に照射する場合であっても、漏れ光の防止など光害に係る規定は適用され、星空環境に関する配慮が必要となります。</p> <p>また、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、ガイドラインで示されている看板や建造物を照らす照明等に関する指針について、周知してまいります。</p>
<p>自己の所有又は占有する物にはサーチライトを照射してよい、とも読めるが、そのような照明器具には上向きのものも数多く、「星空に関する配慮等」における「照明器具より上方に光が漏れないよう遮光する等配慮する」の例外とならないような条文にしていきたい。</p>	<p>サーチライト等を自己の所有又は占有する物に照射する場合であっても、漏れ光の防止など光害に係る規定は適用され、星空環境に関する配慮が必要となります。</p> <p>また、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、ガイドラインで示されている看板や建造物を照らす照明等に関する指針について、周知してまいります。</p>
<p>「自分の所有又占有する物」という記述から、ビルや大きな看板などを下から上方への投射することの禁止が入っていないと読める。基本的に、大きなビルや看板を強い光で投射すれば、実質、空への投射と同様の効果になるため、止めていただきたい。</p>	<p>サーチライト等を自己の所有又は占有する物に照射する場合であっても、漏れ光の防止など光害に係る規定は適用され、星空環境に関する配慮が必要となります。</p> <p>また、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、ガイドラインで示されている看板や建造物を照らす照明等に関する指針について、周知してまいります。</p>
<p>自己の所有又は占有する物に照射することを許容しているが、その場合でも、不適切な照射範囲、光度により漏れ光が発生する可能性があり、その規制まで含めていただきたい。例えば、「自己の所有又は占有する物を照射する場合でも、照射対象から光が漏れないように調整すること」などの内容。</p>	<p>サーチライト等を自己の所有又は占有する物に照射する場合であっても、漏れ光の防止など光害に係る規定は適用され、星空環境に関する配慮が必要となります。</p> <p>また、環境省の「光害対策ガイドライン」が改正条例の運用上の指針となることを明確にし、ガイドラインで示されている看板や建造物を照らす照明等に関する指針について、周知してまいります。</p>

<p>「自己の所有又は占有する物を含む対象物に対して、一般常識に照らして外部への漏れが著しい照射をすることを原則として禁止する」という内容の方が良いと思う。看板などを下から照らしている照明は多々見受けられるが、対象物以外に幅広く照射する照明が目につくため。</p>	<p>(同上)</p>
<p>例えば、ゴルフの練習場などの様に自己の所有物を照射していてもネットを通り抜けた光が害を及ぼす事例があるが「自己の所有物を照射している」と言い逃れされる恐れが考えられる。こう言うケースにも対応出来るようにして欲しい。</p>	
<p>サーチライト等の内容として、スポットライトについても含めて頂きたい。</p>	<p>サーチライト等の定義を「隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であって、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。」としますので、スポットライトも対象に含まれます。</p>
<p>オ 「改善勧告及び改善命令」に関すること</p>	
<p>「サーチライト等の使用の禁止」だけでなく、「光害の防止」及び「星空に関する配慮等」の項目についても、ある程度の規制ができるようにして欲しい。例えば、まったく配慮されていない照明については、対策をお願いできるよう、「県が協力要請及び改善指導ができる」というような項目を追加して欲しい。</p>	<p>改正条例の光害に関する規定では、サーチライト等の使用の禁止以外の項目については努力義務規定としており、改善勧告や改善命令の対象とすることは困難ですので、ご理解をお願いします。</p>
<p>「努力目標」でなく、光害の防止にも改善指導などの項目が必要。</p>	<p>なお、光害防止の必要性について多くの県民の方に理解を深めて</p>
<p>「サーチライト等の使用の禁止」だけでなく、「光害防止」および、「星空に関する配慮等」についても、勧告や改善指導ができるように、項目ごとに入れるか、全項目に渡る「改善勧告及改善命令」にしてほしい。</p>	<p>いただけるよう、啓発活動を進めてまいります。</p>
<p>改善勧告や改善命令に関して、「光害の防止」と「星空に関する配慮等」については記載がないため、追記いただきたい。勧告や命令といった強い表現でなくとも、「良好な」環境を作り出すため、協力要請や改善指導ができる条項を追加いただきたい。</p>	

カ その他条例の内容について	
<p>記載内容を全面的に支持する。無駄な光の照射を無くすということに強く賛成。長野県は星空がきれいな場所がたくさんある。このような取り組みが実を結ぶことを切に願う。</p>	<p>豊かな生活環境の保全のため、光害の防止に向けた取組を推進してまいります。</p>
<p>①環境省の光害防止に関するガイドラインへの準拠やIDA 認証の照明器具などの推奨などを盛り込んでほしい。 ②上記に沿う取組について助成制度の創設を検討願う。 ③県として継続的な光害の状況を監視するようお願いしたい(外部団体や県内自治体への委託等を含む)。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」については、改正条例の運用上の指針となることを施行時に明確にするとともに、ガイドラインで示されている指針等について、わかりやすく周知してまいります。</p>
<p>以下の項目の追加を検討頂ければと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間はなるべく低い相関色温度の照明器具を使用（光害対策ガイドライン 令和3年3月改訂版 P.33） ・屋内の照明器具からの屋外への漏れ光の抑止（光害対策ガイドライン 令和3年3月改訂版 P.1） ・県および自治体の管理する照明器具について積極的に条例に適合させる 	<p>其他のご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>「光害対策ガイドライン」の「3.3.2 検討すべき対策」にある、照明設計の以下の原則を提示してほしい。</p> <p>i. 全ての照明の目的を明確にすること、ii. 必要な範囲のみ照射すること、iii. 必要な時にのみ点灯すること、iv. 必要以上の明るさにしないこと、v. なるべく低い相関色温度の照明器具（電球色等）を使うこと。</p>	
<p>環境省の作成した「光害対策ガイドライン」の「3.2 目指すべき光環境」に従って、各地域の実態に合わせた目指すべき光環境を提示してほしい。強制するのは難しいかもしれないので、望ましい環境を数字で具体的に提示してほしい。</p>	
<p>光害の規制についても地域環境によって目標値や対策が異なるため、光害対策ガイドラインにある「光環境類型」のように地域によって適した対策を講じるような内容を盛り込んでいただきたい。</p> <p>また、特に対策に力を入れる地域を指定できる特別規制地域の考え方を導入していただき、地域全体で対策を進めやすくする後押しをしていただきたい。</p>	

<p>規定する内容の次項として「(4) この条例のほか、必要な事項は施行規則で定める。」を加えてほしい。</p> <p>これからの時代の進展・技術革新が進むにつれ、今の光害の概念から外れる行為が行われた場合、ここに列挙した禁止行為・違反行為以外でも、星空環境を守れない行為に至る可能性がある。したがって、条例の附則を設けておく必要があるから。</p>	<p>本条例 57 条では「この条例の施行に必要な事項は、知事が別に定める。」旨の規定がありますが、新たな規制を行う場合は、条例改正により対応する必要があります。</p> <p>なお、サーチライト等の禁止の適用除外となる場合については、施行規則で規定します。</p>
<p>本条例の効果的運用を期するため「条例違反に該当するような、行為・施工事例などを発見する機構」が必要と思う。通報窓口・パトロールなどを的確に実施する。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>現行条例の第 3 条から第 7 条にかけての、各ステークホルダーの責務を明確にし、行動につながりやすい記述としていただきたい。</p>	<p>本条例第 3 条から第 7 条の規定は現行どおりとしますが、光害防止の必要性について理解を深め、具体的な行動に繋がられるよう、改正条例に基づく啓発活動を進めてまいります。</p>
<p>今回の条例改正案では、「美しい星空」または「良好な星空環境」という記載があるが、「光害」が定義されている一方で「美しい星空」または「良好な星空環境」の定義が無いのは具体性に欠ける。そこで「美しい星空」(良好な星空環境)の定義を提案する。</p> <p>【美しい星空の定義】</p> <p>春には北斗七星、夏には天の川と夏の大三角形、秋にはペガサスの四辺形と昴、冬にはオリオンと冬の大三角形、そして1年を通して北極星が明瞭に見える星空。</p>	<p>改正条例では、星空環境を「星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境をいう。」と定義します。</p> <p>イメージしやすい、具体的な表現については、啓発活動の実施の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>「良好な星空環境を保全」という表現が使われているが、保全状態が把握できるような具体的な表現を追加いただきたい。</p> <p>例えば、「住居系地域においても天の川が見られるような良好な星空環境」のような、状態がイメージできる表現。</p> <p>条文への盛り込みが難しい場合は、別途ガイドライン作成などをご検討いただき、何らか形で、目標とする姿を示していただきたい。</p>	

<p>「良好な星空環境」とはどんな内容なのかを定義しないと、具体的な措置が難しいと思われる。例えば、市内の市町村のすべてで「天の川が見られる」環境であり、天文学の研究拠点付近では、最先端の天文学研究をつづける事ができるような空の暗さを保持することを入れてほしい。</p>	<p>(同上)</p>
<p>「良好な星空環境」の目標となる一文が欲しい。改正の趣旨には「長野県の貴重な財産である美しい星空を守るため」とあるが、この記述は条例本文に載るのか。ぜひ載せて欲しい一文である。</p>	<p>「長野県の貴重な財産である美しい星空を守るため」という文言を条例には記載しませんが、啓発活動の実施の際に周知してまいります。</p>
<p>条例の中に、「長野県の貴重な財産である美しい星空を守るため」という内容の文章を必ず入れることで、条例の趣旨を広く伝えられるようお願いしたい。</p>	
<p>いわゆる「ブルーライト」の弊害が、現在よく使用されている、青色光の強い白色 LED 灯では大きいと推定されるので、光の量や漏れだけでなく色に関しても、人や動物の体内時計に悪影響を及ぼさない配慮を義務付けるようにしていただけるとよいと思う。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>新規設置する照明については、特別の理由がない限り、原則フルカットオフ照明としてほしい。</p>	
<p>屋外照明は防犯、生活上の安全性の確保を図りつつ、必要最小限にしてほしい。</p>	<p>光害防止に係る努力義務として規定します。</p>
<p>⑤条例の制定に対するご意見</p>	
<p>長野県が人間や作物への悪影響や星空環境を守るための条例改正を行うことは画期的である。夜の闇を守っていくことの価値について考えることが、生活の本当の豊かさや自然に対する人間のわきまえ方にまで広げていくきっかけになればと思う。</p> <p>改正内容も素晴らしいため、これを県民にどうアピールし、光害に対する県民意識を向上させていくのが、課題となると思う。この改正をきっかけに長野県民が夜の照明に関してより問題意識を持つと共に、広く自然環境保全のために行動できるようでありたいと願う。</p>	<p>豊かな生活環境の保全のため、光害の防止に向けた取組を推進してまいります。</p>

<p>サーチライトの規制だけでなく、光害や星空の保全についても言及され、公害防止や環境関連の条例のなかでも、より踏み込んだ表現にさせていただいたと思い、感謝している。</p>	<p>(同上)</p>
<p>長野県として「良好な星空環境」の目指す姿を明文化して欲しい。例えば「長野県は宇宙県」の星空継続観察ワーキンググループで掲げている「どこでも天の川が見られる県を目指して」というような、具体的に県民がイメージできる目標設定を掲げて欲しい。</p>	<p>改正条例では、星空環境を「星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境をいう。」と定義し、県民がイメージできる目標設定については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>サーチライト問題を発端に、長野県にて光害防止に関する条例改正に向けた早い動きに対して、非常に感謝している。この度の改正において、ぜひとも、環境省の最新版の「光害対策ガイドライン」に準拠した形で、条例改正が進むことを希望する。</p>	<p>環境省の「光害対策ガイドライン」については、改正条例の運用上の指針となることを施行時に明確してまいります。</p>
<p>今回の条例においても、「光害対策ガイドライン」に準拠した形で制定されることを期待している。</p>	
<p>⑥その他</p>	
<p>自治体が設置する照明器具のうち、道路照明などで幻惑等、運転の障害になる照明器具について光漏れのない照明器具への更新を推進願う。</p>	<p>今回の条例改正に伴い、市町村や県機関に対しては、光害防止に配慮した照明の使用を働きかけてまいります。</p>
<p>本条例の趣旨を県民にPRする啓もう活動、イベント（山梨のライトダウンイベントなど）の開催を強く希望する。（単発ではなく、恒久的に）</p>	<p>啓発活動に取り組むうえで参考とさせていただきます。</p>
<p>「星空環境の保全」についての定期的なモニター方法についてもご検討いただきたい。すでに環境省が年2回実施している星空観察や GLOBE at Night などがあるので、それらの活用も含め、ご検討いただきたい。</p>	
<p>長野県の美しい星空の資産を、県民や国民の多くにアピールするために、今回の条例とは別に、天文学研究の環境を守り、天体観測に適した環境づくりを謳う「星空憲章」を作っていただきたい。</p>	

<p>条例に明示的に組み込むのは難しいと思うが、光害防止の啓発の中で調査・研究目的以外の屋外でのライトトラップ（灯火採集）も禁止する旨周知頂けたらと思う</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>過剰な照明や漏れ光について、相談窓口を明確にしてください。</p>	<p>改正条例の施行と併せ、光害防止に係る相談窓口を明確にまいります。</p>
<p>「長野県は宇宙県」として今後美しい星空環境を県の活性化等に生かしてゆくためには、公害防止の一部改正に留めず、数年後を見据えて「光害防止条例」を別建てで設ける準備を進めて頂きたい。</p>	<p>改正条例では、光害防止、星空環境の保全や啓発活動の実施について規定しているところであり、改正条例が効果的に機能するよう、</p>
<p>この改正は、実効性の全く無い、「絵に描いた餅」と理解する。私は規制を求める事が主で無い。公害条例の中の条文と受け止めました。</p> <p>この索漠とした世の中において、星空を見つめ癒やし心を豊かにする概念が有るようで全く無い。</p> <p>この条例は独立して制定しないと意味が無いと考える。自然、星空の大切さを「独立して宣言すること」が必要である。まずは理念目的を宣言し、光害対策環境整備及び予算付けを条例で定めないと全く無意味な条例と考える。</p>	<p>適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>「長野県は宇宙県」では、今後も松本宣言を活動指針に、長野県の地域振興、人材育成、観光、天体観測環境維持に寄与したいと考えている。星空環境を県民にお伝えする活動を実施したいと考えているので、今後とも協力をよろしくお願ひしたい。</p>	<p>啓発活動の実施に当たっては、「長野県は宇宙県」などの関係団体とも十分に連携し、光害防止に係る効果的な周知に努めてまいります。</p>